

白鷹町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 この要綱は、白鷹町内に存する一戸建ての木造住宅について、地震による被害を受けた際の負担の軽減を図るため、町民が山形県地域住宅計画（平成17年8月、山形県策定）に基づき耐震改修を行う場合において、白鷹町補助金等の適正化に関する規則（昭和52年規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、白鷹町木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱（平成23年4月1日施行。以下「耐震診断士派遣事業実施要綱」という。）に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震改修 耐震診断の結果に基づき、住宅の評点を上げる改修工事（ただし、工事後の評点が1.0以上となるものに限る。）をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、耐震改修に係る住宅の所有者（当該住宅が共有に係るものである場合は、共有する者のうちから選任した代表者1名をいう。）であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 耐震診断士派遣事業実施要綱に基づき耐震診断を受け、耐震診断士が耐震改修計画及び設計を作成していること。
- (2) 町税等の滞納がないこと。
- (3) 耐震診断の総合評点が1.0未満であること。
- (4) 耐震改修が建築基準法(昭和25年法律第201号)及び建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)の規定に違反していないものであること。
- (5) 耐震改修の施工者は、山形県内に所在地を有する個人事業者又は山形県内に本店を有する法人事業者であること。

(補助金の額等)

第4条 山形県地域住宅計画に基づき、耐震改修に係る助成額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 耐震改修に要した費用(耐震補強設計及びその工事監理に要する費用を含む。)の額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とし、その額が800,000円を超えるときは、800,000円)

(補助金の交付申請)

第5条 規則第4条の規定にかかわらず、補助金交付申請書の様式は、白鷹町木造住宅耐震改修事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 補助金交付申請書は、当該申請にかかる耐震改修に着手する前に提出するものとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 耐震改修計画書(様式第2号)
- (2) 耐震改修計画平面図
- (3) 耐震改修に係る見積書(耐震補強設計及び耐震補強に係る部分)の写し
- (4) 町税等を滞納していないことがわかる書類(納税証明書)
- (5) 派遣耐震診断に係る診断表
- (6) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとする。

2 交付の決定については、木造住宅耐震改修事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(耐震改修の内容変更等の承認)

第7条 耐震改修の内容の変更について承認を受けようとする者は、白鷹町木造住宅耐震改修事業内容変更承認申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 規則第6条アに規定する軽微な変更とは、補助対象事業に要する経費の20パーセントを超えない額の増減がある場合とする。

3 規則第6条ウの規定により耐震改修中止について承認を受けようとする者は、白鷹町木造住宅耐震改修事業中止承認申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、申請内

容の変更又は取下げが認められたときは、木造住宅耐震改修事業費補助金変更（取下げ）承認通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 実績報告書の提出期限は、耐震改修が完了した日から20日を経過した日又は当該年度の2月20日のいずれか早い日までとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- （1）耐震改修の施工箇所の写真（着工前、工事中及び工事完了後のもの）
- （2）耐震改修に係る工事請負契約書の写し
- （3）耐震改修に要した費用の内訳書（耐震改修に要した費用とそれ以外の費用とに分けたもの）
- （4）その他町長が必要と認める書類

2 規則第13条の規定にかかわらず、実績報告書の様式は、白鷹町木造住宅耐震改修事業完了報告書（様式第7号）によるものとする。

（補助金額の確定）

第9条 町長は、前条の規定による実績報告書を受理した後、関係書類の審査を行い、必要に応じて現地調査を行なった上で、その報告を適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者に対し木造住宅耐震改修事業費補助金交付額確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 交付決定者は、前条の規定による補助金額の確定の通知を受けたときは、木造住宅耐震改修事業費補助金請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の支払い）

第11条 町長は、前条の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に交付決定者に対し、第10条に規定する補助金を支払うものとする。ただし、災害その他やむを得ない理由による場合は、この限りではない。

（交付決定の取消し等）

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- （1）この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- （2）不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(3) その他、町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。
2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付決定者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。